

孤立を防ぐ地域づくり特別委員会 説明内容

テーマ：横浜市における障害者を孤立させない地域生活を支える取り組みについて

● 日常時・非常時における地域での見守り

- ・ 災害時要援護者支援事業について【資料 1】

【健康福祉局】

● 後見的支援

- ・ 後見的支援制度について【資料 2】

【健康福祉局】

● 情報保障

- ・ 区役所窓口における手話通訳対応の充実について【資料 3】
- ・ 横浜市立図書館における障害のある方へのサービスについて【資料 4】

【健康福祉局】

【教育委員会】

● 就労支援施策

- ・ 障害者の就労支援について【資料 5】
- ・ 特別支援学校における就労支援【資料 6】

【健康福祉局】

【教育委員会】

災害時要援護者支援事業について

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者（以下「要援護者」という。）の方が暮しています。災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害への備えを進めていくことが大切です。

そこで、本市では、災害時要援護者名簿の提供等を通じて地域における自主的な見守り、支えあいの取組を支援しています。

【参考】横浜市の災害時要援護者名簿掲載者数 124,833人（平成28年4月1日現在）

1 災害時要援護者名簿

本市では、要援護者のうち、特に自力避難が困難と想定される対象者について、「災害時要援護者名簿」を作成しています。

災害時要援護者名簿に掲載する者の範囲

在宅で、次の条件のいずれかに該当する方

ア	介護保険要介護・要支援認定者で（ア）～（ウ）のいずれかに該当する方 （ア）要介護3以上の方 （イ）一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方 （ウ）認知症のある方（要介護2以下で、日常生活自立度がⅡ以上の方）
イ	障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
ウ	視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方
エ	療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

【参考】災害時要援護者名簿掲載者に占める障害者の割合

- ・障害者（上記の表イ～エのいずれかに該当する者）
約25%（30,814人）
- ・高齢者かつ障害者（上記の表のアに該当し、かつイ～エのいずれかに該当する者）
約9%（11,084人）

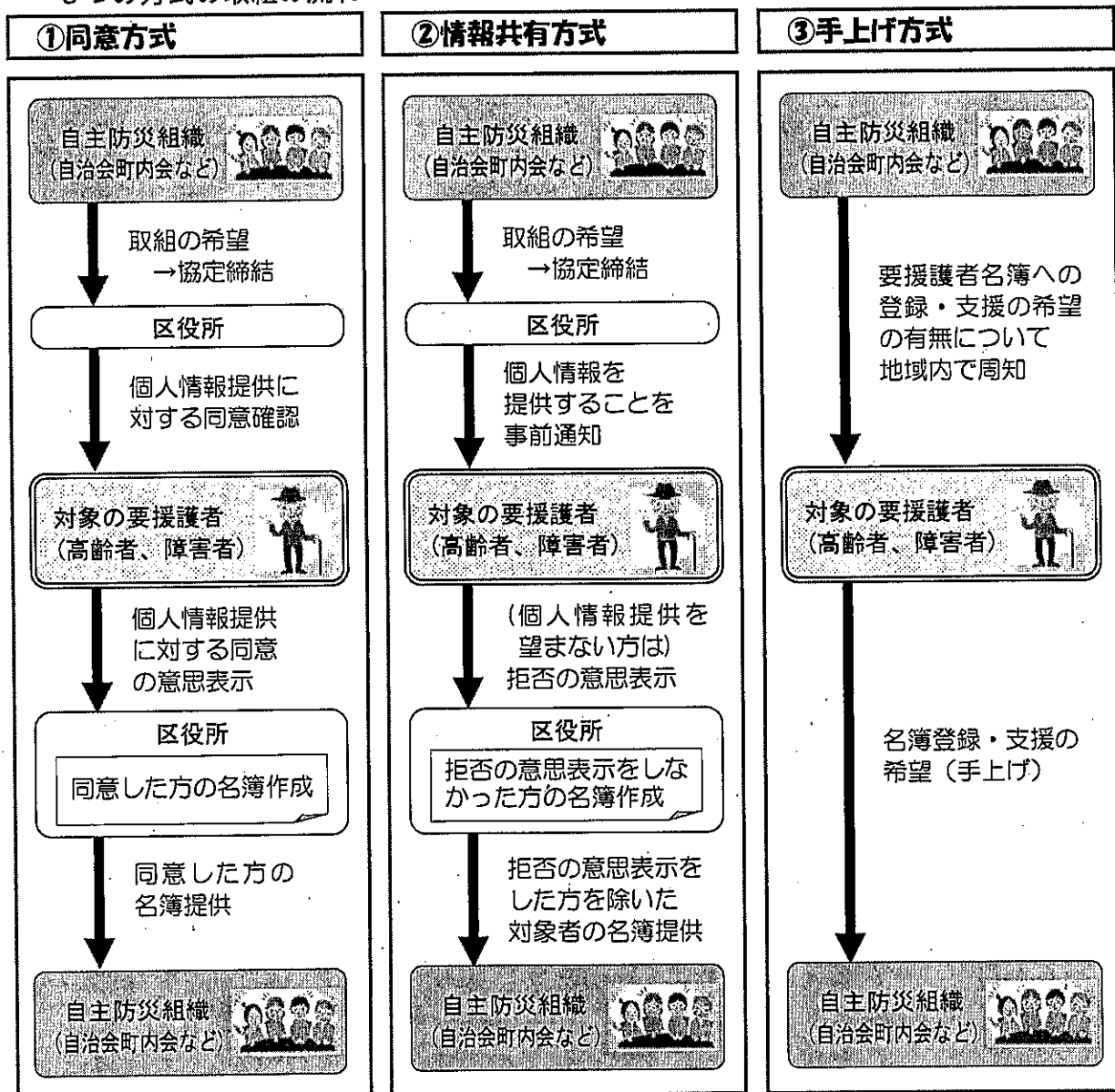
2 地域での要援護者の把握と災害に備えた取組

地域では、次の方法等で要援護者を把握し、災害に備えた対応の検討、要援護者も参加した防災訓練、要援護者の名簿づくり等に取り組んでいます。

地域における災害時要援護者の把握方法

主な方式	概要
同意方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録について同意確認を行い、同意があった方の個人情報（名簿）を提供する方式
情報共有方式	区役所から対象者へ、自主防災組織等に提供する名簿への登録についての事前通知を行い、拒否の意思表示がない限り、個人情報（名簿）を提供する方式
手上げ方式	地域で作成する名簿への登録について周知し、自ら名簿登録を希望する方を地域で募ることにより名簿を作成する方式

3つの方式の取組の流れ



3 各区の取組実施状況

災害時要援護者支援事業実施状況(平成28年7月末現在)

区名	基礎データ (H28.7末)	災害時要援護者支援事業 実施地区数						
		実施地区数 (単会単位) A	実施地区数 の割合 (%)	実施主体	方式別内訳(※)			
					同意方式 地区数 (単会単位) B	情報共有方式 地区数 (単会単位) C	手上げ方式等 のみ 実施地区数 (単会単位) D =A-(B+C)	
1 鶴見	126	126	100%	連合町内会、単位町内会 拠点運営委員会、地区民児協	112	14	0	
2 神奈川	183	81	44%	単位町内会	0	81	0	
3 西	101	56	55%	単位町内会	1	5	50	
4 中	131	80	61%	連合町内会、単位町内会	1	10	69	
5 南	207	186	90%	単位町内会	138	22	26	
6 港南	168	119	71%	単位町内会、拠点運営委員会	0	1	118	
7 保土ヶ谷	196	95	48%	単位町内会	0	16	79	
8 旭	238	228	96%	連合町内会、単位町内会 地区民児協	102	46	80	
9 磯子	166	131	79%	連合町内会、単位町内会	33	0	98	
10 金沢	172	141	82%	単位町内会	0	34	107	
11 港北	151	137	91%	連合町内会、単位町内会	119	1	17	
12 緑	120	96	80%	拠点運営委員会	0	0	96	
13 青葉	165	165	100%	連合町内会、単位町内会 拠点運営委員会、地区民児協	0	1	164	
14 都筑	124	101	81%	連合町内会	27	0	74	
15 戸塚	221	156	71%	連合町内会、単位町内会 地区民児協	0	28	128	
16 栄	88	62	70%	単位町内会	3	3	56	
17 泉	157	70	45%	単位町内会	0	7	63	
18 瀬谷	155	155	100%	単位町内会、地区民児協	155	1	0	
合計	2,869	2,185	76.2%		691	270	1,225	

※ 実施地区数A'に対し、手上げ方式のみを実施している地区数をDとしています。
同意方式または情報共有方式実施地区には、手上げ方式を併用している地区もありますが、Dでは計上していません。

後見的支援制度について

1 趣旨

障害者が地域で安心して暮らすために必要な身近な地域での見守りや本人の希望と目標に基づく生活のための支援等を行う。

2 事業開始

平成22年10月

3 実施区

16区（平成28年度：18区実施予定）

4 対象者

実施区に住んでいる18歳以上の障害のある方で、日常の見まもりを希望する障害のある方（とその家族）、将来の生活について相談したい障害のある方（とその家族）

5 事業内容

(1) あんしんマネジャー

これまでの対象者の暮らしや将来の希望と目標を聞き取り、後見的支援計画書を作成します。また、後見的支援計画が上手く進んでいるかを対象者と一緒に点検するため、定期的な訪問を行います。

(2) あんしんサポーター

後見的支援計画書に沿い、日中活動の場、暮らしの場などを定期的に訪問します。その中で、対象者に寄り添いながら、日々の思い、将来の希望、現在の不安などについて話を伺い、一緒に考えていきます。

(3) 担当職員

あんしんキーパーとして協力してくれる人を増やしていくなど、後見的支援制度を地域に広めていきます。

(4) あんしんキーパー

地域の方などが、ボランティアとして、より身近なところで、対象者を見守ります。

※ 福祉サービスの利用調整や直接支援、金銭管理等は行いません。

6 実施体制

「既存の施設・サービスからの独立性の担保」を実現するため、推進法人・運営法人の2法人による協業体制をとっています。

推進法人は、市域全体の制度の推進や総合調整を担い、各区後見的支援室の支援水準を維持する役割を果たします。

運営法人は、担当している区の地域特性を考慮した制度の推進を担います。

【イメージ図】



その他、地域での見守り等を行っていただくボランティアとして、あんしんキーパーがいます。

7 事業周知

障害のある方やその家族に向けた事業説明の他、障害福祉関係の支援者、民生委員、地域ケアプラザ職員等に対する事業説明を通じて、後見的支援制度を周知しています。

8 対象者（登録者）の状況（平成 28 年 3 月末現在 実施区：16 区）

(1) 男女年代別

年代	H28.3 末			
	男性	女性	合計	比率
10 代	13	2	15	1.6%
20 代	177	98	275	29.4%
30 代	139	81	220	23.6%
40 代	156	96	252	27.0%
50 代	75	54	129	13.8%
60 代	28	9	37	4.0%
70 代以上	2	4	6	0.6%
合計	590	344	934	100%

(2) 障害別

障害別	H28.3 末	
	人数	比率
知的障害	633	67.8%
精神障害	169	18.1%
身体障害	64	6.8%
重度心身障害	38	4.1%
高次脳機能障害	4	0.4%
発達障害	11	1.2%
その他	15	1.6%
合計	934	100%

(3) 居住別

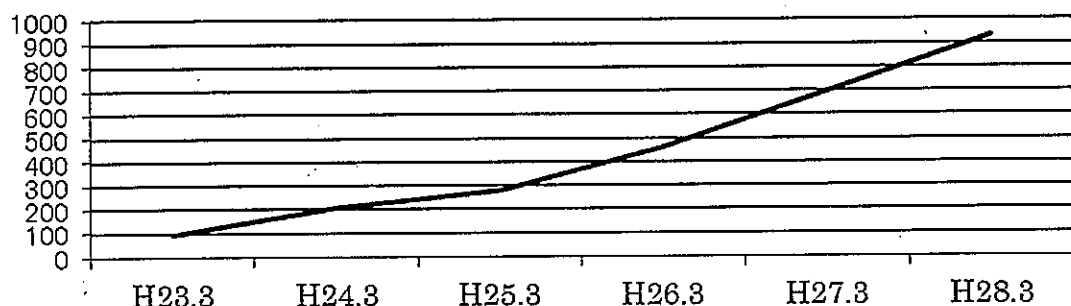
居住別	H28.3 末	
	人数	比率
両親・親族同居	681	72.9%
単身	98	10.5%
グループホーム入居	153	16.4%
その他	2	0.2%
合計	934	100%

(4) 障害別（知的・精神・重心・その他）×年代

年代	知的障害				精神障害			重心	その他	合計
	A1	A2	B1	B2	1 級	2 級	3 級			
10 代	3	4	2	5	0	0	0	0	1	15
20 代	58	63	48	69	1	6	7	18	5	275
30 代	41	38	45	37	1	19	8	11	20	220
40 代	24	47	39	35	5	48	13	7	34	252
50 代	6	18	25	9	11	26	10	2	22	129
60 代	1	4	6	2	1	10	2	0	11	37
70 代以上	0	2	2	0	0	1	0	0	1	6
合計	133	176	167	157	19	110	40	38	94	934

9 対象者（登録者）の経年推移

	H23.3	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3
人数	95	206	280	460	695	934



区役所窓口における手話通訳対応の充実について

1 これまでの取組

障害者スポーツ文化センター横浜ラポールに聴覚障害者情報提供施設を設置し、手話通訳者派遣事業を実施しています。聴覚障害のある方などからの事前予約により、横浜市手話通訳者又は横浜市登録手話通訳者（※）を派遣しています。

主な派遣先は、区役所、医療機関、その他社会生活上通訳が必要な場面となります。

（参考）平成27年度派遣実績：8,807人（延べ）

※ 「横浜市手話通訳者」とは、横浜ラポール内の聴覚障害者情報提供施設に所属する手話通訳者で、「横浜市登録手話通訳者」とは、全国統一試験合格者又は手話通訳士資格を有し、横浜市手話通訳者派遣事業の手話通訳業務に従事している者です。（登録者数149人）（平成28年3月末現在）

2 今年度からの取組

今年4月1日の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行を受けて、区役所に来庁される聴覚障害のある方の「情報の保障」を目的に、これまでの取組に加えて、次の2つの取組を開始しました。

(1) 手話通訳者の配置（モデル実施）

ア 実施内容

区役所に横浜市手話通訳者又は横浜市登録手話通訳者を配置。平成28年度は、中区と戸塚区においてモデル実施しています（週2回）。

- ・中区 火・金曜日 8時45分～12時
- ・戸塚区 水・木曜日 13時30分～17時

イ 事業開始日

5月17日

(2) タブレット端末を活用した手話通訳対応の実施

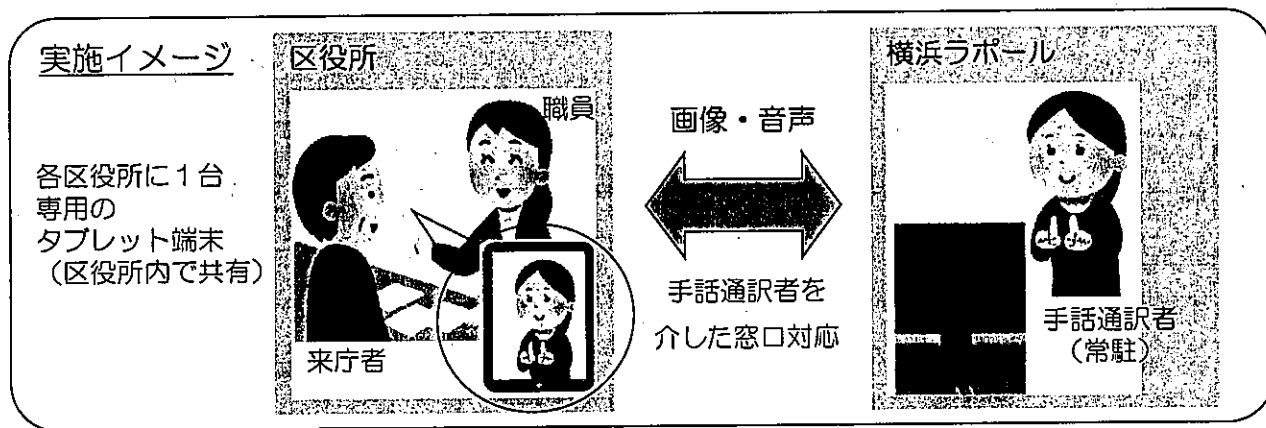
ア 実施内容

区役所の窓口到手話通訳を必要とする方が来庁された際、横浜ラポールにいる手話通訳者と区役所窓口を通信機器（タブレット端末）で結び、画像と音声を通して、手話通訳を介した窓口対応を実施しています。

全区役所に各1台、専用のタブレット端末を置き、対応を行う窓口で使用します（平日9時30分～17時、第2・第4土曜日9時30分～12時）。

イ 事業開始日

5月27日



(3) 手話通訳者派遣事業との関係

これまでの事前予約による手話通訳者の派遣事業については変更はありません。
本事業の開始により、手話通訳を必要とする方が、急に区役所に用事ができた場合などにおいても、手話によるコミュニケーションが可能となりました。

横浜市立図書館における障害のある方へのサービスについて

1 視覚に障害のある方へのサービス（視覚障害者支援事業）

(1) 登録資格

視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている方（登録者数約750人）

(2) 事業内容

ア 図書館資料の貸出

録音図書、点字図書、拡大写本を所蔵し、来館又は配送により貸出
貸出は、6タイトルを上限とし、28日間（ただし、週刊誌は2週間）
なお、資料は、横浜市以外の公立図書館等との相互貸借も行っている。

イ 対面朗読

音訳者をご希望の資料を読み上げるサービスを実施（事前予約）

ウ 録音図書の製作

活字による読書に困難がある方のための録音図書の製作及び図書音訳者の育成

(3) 実施館

市立図書館18館（ただし、配送による貸出は中央図書館で一括して実施）

(4) 予約申込方法

窓口、電話、FAX及び電子メール

(5) 視覚障害者サービス機器等の設置

中央図書館…大活字本、拡大読書器、活字自動読み上げ器、DAISY（デイジー）再生録音機
地域図書館…大活字本、拡大読書器

2 心身に障害のある方へのサービス（来館困難障害者図書配送事業）

(1) 登録資格

心身の障害により図書館への来館が困難な方のうち、身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、
精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方（登録者数678人）

(2) 事業内容

図書や雑誌の配送貸出を実施

貸出は、6冊を上限とし、往復の配送に要する期間を含めて28日間

(3) 実施館

中央図書館

(4) 予約申込方法

電話、FAX、電子メール及び電子申請、配送時に同封する申込書

3 その他

筆談が必要な方のために、筆談用ボードを各図書館のカウンターに用意している。

障害者の就労支援について

1 現状及び課題

(1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

- ・事業主に対し身体・知的障害者の雇用に義務づけています。

【法定雇用率】民間企業…2.0% 国、地方公共団体等…2.3%

- ・事業主の経済的負担の調整を図っています。※適用対象：労働者200人超

雇用率未達成事業主から不足1人につき月額5万円徴収

雇用率達成事業主に超過1人につき月額2万7千円支給

- ・法定雇用率の算定基礎に精神障害者を加えます。→法定雇用率引上げ（30年4月施行。経過措置あり）

(2) 現状及び課題

〈表1〉

- ・雇用されている障害者の数は毎年増加しています。

特に精神障害者の伸びが高くなっています。〈図1〉

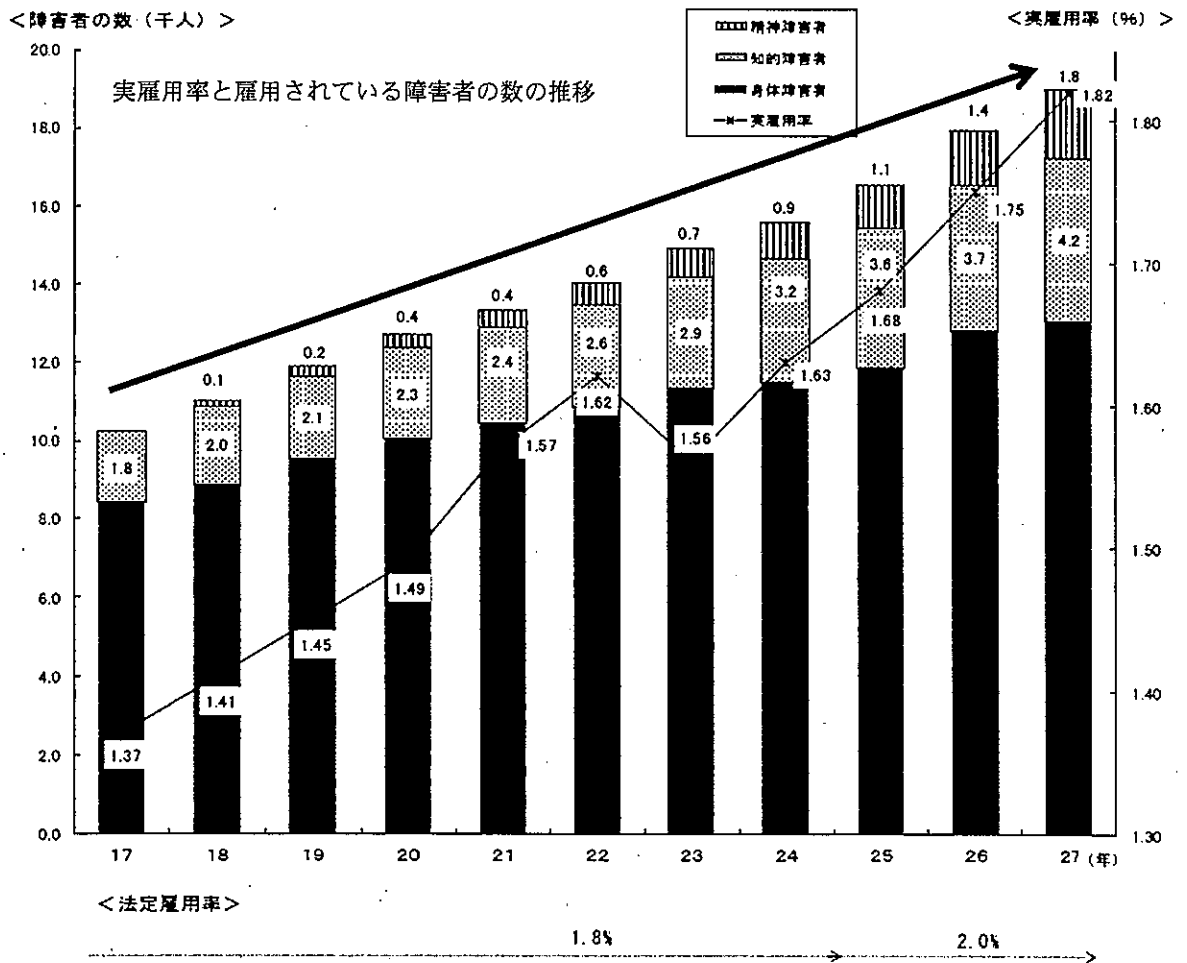
- ・実雇用率が法定雇用率を下回っています。

	全国	神奈川県	横浜市
実雇用率	1.82%	1.88%	1.83%
雇用率達成企業割合	44.0%	47.2%	39.9%

法定雇用率達成企業の割合は5割を下回っています。〈表1〉（神奈川労働局発表：平成27年6月1日現在）

- ・就労を希望する障害者の人数は増加傾向にあります。〈表2〉

〈図1〉



〈表2〉

	H23	H24	H25	H26	H27
就労に関する相談件数 (件)	36,872	34,070	44,905	55,129	47,001

(障害者就労支援センターへの相談件数)

2 横浜市障害者就労支援センター事業

(1) 事業概要

市内9か所の障害者就労支援センターの運営を通じて、就労を希望している障害者や就労している障害者を対象に、障害者本人・家族への継続した支援と企業側への支援を福祉、教育、労働等の関係機関と連携して行っています。9か所のうち8か所は社会福祉法人等への補助、1か所は指定管理者制度です。(28年度予算：3億522万円)

(2) 支援内容

- ・障害者に対する就労に関する相談
- ・就職に向けた支援：就労準備訓練、適性評価、職場開拓、職場実習事業
- ・就職後の職場定着支援・就労後の相談、継続的な職場等への訪問による支援、職場との調整
- ・事業主に対する障害者の雇用に関する相談

(3) 実績

	25年度	26年度	27年度
登録者数(人)	4,062	4,311	4,439
求職支援者数(人)	1,881	1,795	1,938
定着支援者数(人)	2,181	2,516	2,501
新規登録者数(人)	921	691	490
新規就職者数(人)	435	408	336

3 共同受注窓口

(1) 事業概要

平成27年4月に「よこはま障害者共同受注総合センター」を開設し、企業や行政等から障害者施設への発注促進や自主製品の販売拡大などにかかる包括的なコーディネートを行っています。

(28年度予算：1,773万円)

(2) 受託法人

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

(3) 実績

	27年度
登録施設数(か所)	225
受注件数(件)	94
受注金額(円)	約820万

孤立を防ぐ地域づくり特別委員会資料
平成28年9月1日
教育委員会事務局

特別支援学校における就労支援

1 横浜市立高等特別支援学校等の概要

	日野中央 高等特別支援学校	二つ橋 高等特別支援学校	若葉台特別支援学校 (知的障害教育部門 高等部)
開校年等	昭和56年4月 (平成19年3月までは、 高等養護学校)	平成19年4月 (平成16年4月～19年3月は、 高等養護学校二つ橋分教室)	平成25年4月
就労に向けた 教育内容	【職業】 ○職業基礎 ○作業学習 ○企業等での実習		

2 卒業後の就労支援

定着支援	相談支援
○卒業後3年間 ○学校の教職員が、進路先を定期的に訪問する。 (年間2回程度) ・卒業生や進路先への支援を計画的に行うことにより、卒業後のトラブルを未然に防止し、進路先への定着を図る。 ・必要に応じて、就労支援センター等の関係機関と連携する。	○卒業後4年日以降 ○教員が、卒業生・保護者・進路先・関係機関等からの相談があった場合、相談窓口として、適切な支援機関等につなぐ。

【参考】過去3年間の進路状況

卒業年度	日野中央 高等特別支援学校		二つ橋 高等特別支援学校		若葉台特別支援学校 (知的障害教育部門 高等部)		合計	
	卒業生 人数	企業就労者 人数	卒業生 人数	企業就労者 人数	卒業生 人数	企業就労者 人数	卒業生 人数	企業就労者 人数
H25	59	51 (86.4%)	45	45 (100.0%)			104	96 (92.3%)
H26	54	47 (87.0%)	47	45 (95.7%)			101	92 (91.1%)
H27	58	49 (84.5%)	43	42 (97.7%)	24	23 (95.8%)	125	114 (91.2%)

※企業就労以外では、福祉就労等で進路先が決定している。